

韓国知的財産ニュース 2014 年 11 月後期

(No. 283)

発行年月日：2014 年 12 月 12 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、11 月 15 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許庁とその所属機関職制の施行規則の改正案(11.26.)
- 1-2 29 日から中小企業技術保護支援法が施行(11.27.)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、「アイデア公募約款」を発表(11.18.)
- 2-2 米韓両国協議会が開催、米 2 大競争当局長が 8 年ぶりに訪韓(11.19.)
- 2-3 2014 知識財産活用戦略カンファレンスが開催(11.19.)
- 2-4 「公共特許の民間活用を促進するための特許所有制度の改善方案」を発表(11.20.)
- 2-5 「2013 年度国家 R&D 成果」が発表…特許成果の量的増加が目立つ(11.24.)
- 2-6 半導体・ディスプレイ分野の「有望特許技術」を掘り起こす(11.25.)
- 2-7 特許情報の次世代データ共有技術(LOD)サービスが開始(11.27.)
- 2-8 韓国型隠れたチャンピオン企業の育成に向けて、World Class 300 支援施策を大幅再編(11.27.)
- 2-9 未来部・国科研、出損研「休眠特許」の事業化に拍車(11.30.)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 皮膚治療機器に関する特許紛争が増加(11.18.)
- 3-2 「杖型アイスクリーム」特許の無効審決(11.27.)
- 3-3 クック電子、炊飯器の特許訴訟でリホームクチェンに勝訴(11.28.)
- 3-4 裁判所、「LG、LTE 技術を発明した元研究員に 1 億 6 千万ウォン補償」(11.30.)

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 大企業の商標管理に懸念、正常化に向けた商標審査指針が発表(11.21.)

その他一般

- 5-1 業界 - 研究財団、学術論文 DB の公開の問題で対立(11. 17.)
- 5-2 感性を認識するモバイル機器の特許出願が急増(11. 24.)
- 5-3 サムスン電子、今年の特許使用料だけで1兆ウォン(11. 25.)

法律、制度関連

1-1 特許庁とその所属機関職制の施行規則の改正案

韓国特許庁(2014. 11. 26)

「特許庁とその所属機関職制の施行規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

オリジナル・標準特許の創出を支援するために特許審査企画局の標準特許および半導体集積回路の配置設計制度に関する機能を産業財産政策局に移管し、産業財産権の情報管理業務の効率化に向けて産業財産保護協力局の産業財産権情報化の国際協力および記録物の管理機能を情報顧客支援局に移管する一方、特許・商標などの出願に関する審査品質管理を強化するために特許庁に審査品質評価を担当する人材○人(5級○人)を増員し、

共通機能のスリム化および類似機能の統廃合によって削減した人材を審査・審判支援などの業務に再配置するため、特許庁公務員のうち16人(5級11人、6級5人)をその所属機関に、特許庁所属機関の公務員のうち7人(9級7人)を特許庁にそれぞれ移動する内容で、「特許庁とその所属機関職制」(大統領令第 号、2014. 12. .公布・施行)が改正されたことで、課別の担当業務を定め、特許庁とその所属機関の職級別定員を反映・調整することを目的とする。

2. 主な内容

イ. 産業財産振興課の機能再編および課の名称変更(案第8条第2項・第4項)

知的財産(IP)の価値評価の適正化および金融の環境作り事業に力点を置くため、産業財産振興課をIP価値評価および金融活性化機能を中心に再編し、課の名称を産業財産活用課に変更

ロ. オリジナル・標準特許 R&D 支援の専従部署である産業財産創出戦略チームの新設(案第 8 条第 2 項・第 7 項)

産業財産政策課におけるオリジナル特許の創出・活用に関する支援政策機能と標準特許半導体チームにおける標準特許の創出・活用に関する支援政策を統合して担当

ハ. 国際特許出願審査チームの分離(案第 12 条第 2 項・第 10 項)

国際出願に対する国際調査および国際予備審査の力量強化に向けて国際特許出願審査チームを国際特許出願審査 1 チームと国際特許出願審査 2 チームに分離

二. 類似機能の統廃合によって廃止されるチームの関連機能を移管(案第 8 条第 7 項および第 9 条第 7 項および第 10 条第 3 項・第 5 項)

○政策機能と審査機能が混在している標準特許半導体チームを廃止し、標準特許 R&D の支援機能などは、新設予定の産業財産創出戦略チームなどに移管

○国際協力業務と情報管理業務が混在している産業財産情報協力チームを廃止し、国際産業財産権の情報化に関する教育・公報機能は多者機構チーム、産業財産権情報化に関する国際協力などの機能は情報顧客政策課、文書の編纂および保存と記録館の運営などは情報管理課に移管

ホ. 審査品質評価の担当人材を増員し、特許庁とその所属機関および所属機関間の定員移動(案別表 1 から別表 8 まで)

○特許・商標出願などの出願に関する審査品質管理を強化するため、特許庁に審査品質評価の担当人材○人(5 級○人)を増員

○人材管理の効率化に向けて、特許庁公務員のうち 16 人(5 級 11 人、6 級 5 人)をその所属機関である特許審判院に 15 人(5 級 11 人、6 級 4 人)、国際知識財産研修院に 1 人(6 級 1 人)をそれぞれ移動させ、特許庁所属機関である特許審判院の公務員のうち 7 人(9 級 7 人)を特許庁に移動

○特許庁所属機関のソウル事務所の機能のうち、ソウル事務所の公務員給料支給などの業務が特許庁に統合されたことを踏まえて、ソウル事務所人材の 1 人(9 級 1 人)を削減し、その人材を知識財産学過程の新設によって人材需要が発生した国際知識財産研修院に移動

3. 意見の提出

「特許庁とその所属機関職制の施行規則」の一部改正法律案についてご意見のある機関・団体及び個人は、**2014 年 12 月 11 日(木)**まで、次の事項を記載した意見書を特許庁

長(参照：創造行政担当官)宛てに提出して下さい。なお、立法予告の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)にてご覧いただけます。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見(賛否意見及びその理由)

ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※宛て先

○特許庁登録課 : 大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟
(郵便番号 : 302 - 701)
電話番号 : (042) 481 - 5054
FAX : (042) 472 - 3054
電子メール : psby2000@korea.kr

1 - 2 29 日から中小企業技術保護支援法が施行

電子新聞(2014. 11. 27.)

中小企業の技術保護を支援する専従機関が年内に指定され、中小企業技術紛争調停・仲裁委員会が設置される。

中小企業庁は、今年 5 月に公布した「中小企業技術保護の支援に関する法律」を 6 カ月間の準備期間を経て 29 日から施行する。

同法律は、大企業に比べてセキュリティーが不十分である中小企業の技術保護に関する力量を強化し、技術保護の支援基盤を持続的に造成するために定められた。技術漏えいおよび侵害に対する事後処罰などの規制を中心とする従来 of 法律と異なって、技術漏えいを予め防止することに重点を置いた。

法律は、技術保護 3 カ年支援計画を樹立し、技術保護政策の樹立など、技術保護を支援する政策の推進に必要なシステムを整えている。

中小企業の技術保護における隘路を解消するため、相談・諮問および技術資料の委託制度の活用支援、海外に進出する中小企業の技術保護など、支援事業を推進する法的根拠も明確にした。

特に技術保護を支援する専従機関の指定、技術保護に向けた専門人材の育成、セキュリティー管制サービスおよびセキュリティーシステムの構築支援など、中小企業の技術

保護の基盤作りに必要な事項を規定した。

さらに、中企庁長所属で中小企業技術紛争調停・仲裁委員会を設置し、中小企業の技術漏えいによる事後規制を強化するように規定した。

中企庁のハン・ジョンファ庁長は「資金と人手不足によって技術保護に手を焼いている中小企業が今回の法律制定を機に自ら技術保護の力量を点検し、不足しているところを補完することができる」と期待している」と述べた。

シン・ソンミ記者

関係機関の動き

2-1 特許庁、「アイデア公募約款」を発表

韓国特許庁(2014. 11. 18.)

特許庁がアイデア公募の約款を制定し、公募に出品されるアイデアの公正な保護システムを整える。

この度に制定されたアイデア公募約款は、公募主催側で応募アイデアに対する権利を無条件に収集する理不尽な慣行を改善し、国民のアイデアに対する権利保護を強化するためのものだ。

特許庁は、2013年12月に開催された第5回創造経済委員会において「公募アイデアの保護に向けたガイドライン[※]」を確定・発表し、公共および民間機関に普及してきた。同ガイドラインは、公募主催者が約款を制定する際に守るべき指針を提示しているが、この基準を充足する約款作りが実務的に複雑だという意見が多く寄せられた。

※同ガイドラインによると、公募主催機関は、①応募アイデアに対する権利を応募者に帰属、②アイデアの盗用および漏えいを防ぐための守秘義務、③受賞アイデアに対する主催側と提案者間の権利のバランス、④調停・仲裁など多様な紛争解決手段の提供、などを充足する公募約款を制定しなければならない。

こうした意見を反映し、特許庁は、2014年下半期から約款の開発に取り掛かり、公正取引委員会の検討を経て約款を完成した。

同約款は、現在行われている公の運営状況に合わせて主催側が応募アイデアを改良・発展させる場合と改良・発展させない場合の2パターンがあり、公募の主催者が選択することができる。

約款では、▲応募アイデアの権利が応募者に帰属するとの宣言、▲主催者による応募アイデアの使用範囲、▲応募アイデアの返還および廃棄、▲応募者の権利譲渡および使用権の許諾時に主催者と応募者間の協議義務、▲紛争が発生した際の調停および仲裁の活用などを条項としてまとめている。

特許庁産業財産保護協力局のクォン・オジョン局長は「今回の公募約款は、公募アイデアの保護に向けたガイドラインの趣旨をさらに発展させ、国民のクリエイティブなアイデアの掘り起こしに貢献するはず。年度末にアイデア公募約款の実態調査を行い、その成果も点検する計画だ」と述べた。

2-2 米韓両国協議会が開催、米2大競争当局長が8年ぶりに訪韓

公正取引委員会(2014.11.19.)

韓国公正取引委員会は、19日、ソウル・プラザホテルで米韓両国協議会*を開催し、米FTCのEdith Ramirez委員長、法務部のWilliam Baer次官補などの訪韓グループと政策懸案について意見交換を行う。

※米韓両国協議会は、1996年に開始されて以来、これまで計17回(機関長レベル)の公式協議会が開催された。

今年4月、モロッコで開催されたICN総会に次ぎ、今年2回目の米韓当局会談が行われる予定だ。

(第1セッション)

今度の会議では、同意議決、パテントトロール、海外直接購買など両国企業と消費者の関心度が高い懸案について意見交換を行う。

<競争政策の分野>

①一つ目のテーマの「最近の競争政策および法執行の動き」に関しては、公正委の規制点検および適正化T/Fの運営成果などについて説明し、入札談合および国際カルテル(ベアリングス銀行の破綻など)、グローバルM&Aの審査などについても議論する。

②二つ目のテーマの「同意議決制度」に関しては、同意議決対象の判断基準、是正方案の策定、履行管理など、制度を運営する上で表れる争点について協議し、米国の類似した経験を聴取する。

③三つめのテーマの「特許管理専門会社 (PAEs) と標準特許 (SEPs)」に関しては、パテントトロール規制に向けた国際的ルール作りの必要性について議論する。

<消費者政策の分野>

①「ブラックフライデー」を前後に消費者被害注意など、海外直接購買において発生する消費者被害を予防するための公正委の取り組みを説明する一方で、国際消費者問題が発生した際、消費者当局の間で協力する必要性について話し合う。

②また、同意議決などによって基金を造成した後、消費者の被害補償に活用する FTC の制度について意見を聴取し、現在、導入を検討している「消費者権益増進基金」の運用方案に参考とする予定だ。

(第2セッション)

両国競争当局間の協力増進をテーマに行われた第2セッションでは、MOU の締結と両国協議会の定例化などを提案する予定だ。

今回の両国協議会により、MOU など制度的な協力策を話し合い、海外直接購買など実質的な消費者懸案についても協議するなど、両国の協力を一層強化するきっかけになると見られている。

また、同意議決制度、基金による消費者被害の補償、特許管理専門会社の実態調査など、米国の法執行の経験を共有することで、今後の業務計画などの政策作りに役に立つと期待される。

2-3 2014 知識財産活用戦略カンファレンスが開催

韓国特許庁(2014.11.19.)

特許庁と韓国発明振興会は、11月18日、韓国知識財産センターで知的財産取引会社の関係者など150人が参加した中、「2014 知識財産活用戦略カンファレンス」を開催し

た。

同カンファレンスは、知的財産の取引・移転・事業化に関する最新情報を共有することで、知的財産取引に対する国民の認識を拡散し、知的財産サービス産業の力量を強化するために開かれた。

カンファレンスでは、米シリコンバレービジネススクールの教授兼 IBM 主席エンジニアを務めているキム・ムンジュ博士が「米国における知的財産の取引ビジネスの動向および示唆点」というテーマで基調講演を行った。

そのほかにも、▲潜在的な特許技術の需要企業を発掘・選定する際に考慮すべき要素 (Value Street Consulting Group、イ・デヒ代表)、▲技術取引の需要者が知るべき市場調査およびビジネスモデル作りの方法論(サミル会計法人、イ・ジョンチョル会計士)、▲事例から見た中国技術移転実務の留意事項(知心 IP&Company、ユ・ソンウォン代表)、▲知的財産権ライセンス契約の重要性および日本における紛争例(イーバード国際特許法律、シン・ヨンヒョン代表弁理士)、▲移転された技術の事業化を支援する政府事業の紹介(BLT 特許法律、オム・ジョンハン弁理士)など、詳細な主題発表も行われた。

一方、同日のカンファレンスでは、特許技術の移転・事業化の成功例を共有し、知的財産取引の活性化に貢献した功労者を労う授賞式も開かれた。

今年で 17 回目を迎える特許技術の移転・事業化の成功例発表会は、2 カ月間の公募・受付を経て 25 社が参加し、第 1 次の書類審査と第 2 次の発表審査を通して計 6 社が選ばれた。産業通商資源部長官賞は、成均館大学の産学協力団が受賞した。特許庁長賞は(株)メガジェル・インプラントと(株)アイディンが、韓国発明振興会長賞は江原大学の産学協力団、(財)錦山国際人参薬草研究所、韓国造幣公社が受賞した。

特許庁産業財産政策局のクォン・ヒョッジュン局長は、「知的財産の取引は、創出した知的財産の活用というレベルを超えて、知的財産の価値評価および金融に関するサービス産業を活性化することで、さらなる付加価値を生み出すという観点から大きな意義がある」と述べた。

今回の発表会で選定された優秀例は、成功事例集にまとめられ、全国の大学・出損研究所および企業の技術移転機関(部署)、地域知識財産センター、民間の技術取引会社などに無料で普及する。さらに、参加者には中国の技術指針書と日本の技術取引紛争事例集も配布する予定だ。

2-4 「公共特許の民間活用を促進するための特許所有制度の改善方案」を公表

韓国特許庁(2014. 11. 20.)

<主な内容>

- ① 政府事業によって生み出された特許を民間が所有する方向に改善
 - 政府用役事業で創出された特許については、開発企業による所有を許容
 - 政府研究開発で創出された特許については、原則として開発機関が所有
- ② 公共機関が所有している特許について、民間活用を強化
 - 政府・公共(研)が所有している特許の民間移転要件を緩和
 - 国防研究開発による成果の民間活用を活性化
- ③ 特許所有に関する統合法令情報を提供
国際共同研究に向けた知的財産の帰属基準を策定 など

□政府事業によって生み出された特許の民間活用を強化するため、特許所有制度が「政府所有」から「民間活用」中心に転換される。

○政府は、11月19日に開かれた第36回経済関係長官会議で「公共特許の民間活用を促進するための特許所有制度の改善方案」を確定し、詳細な推進方案を公表した。

※弊所のホームページに本記事の詳細な資料へのリンクがありますので、ご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→知的財産ニュース)

2-5 「2013年度国家 R&D 成果」が発表…特許成果の量的増加が目立つ

未来創造科学部(2014. 11. 24.)

□未来創造科学部と韓国科学技術企画評価院は、2013年度の成果を含めたここ5年間(2009年～2013年)の研究開発(R&D)の成果を分析した「2013年度国家 R&D 成果の分析結果」を発表した。

○同分析結果によると、韓国の国家 R&D 事業*によって創出された論文、特許などの研究成果が着実に増加しているほか、SCI 論文は質的水準も成長していることが分かった。

※2013 年度の調査・分析対象の 570 事業・50,865 課題

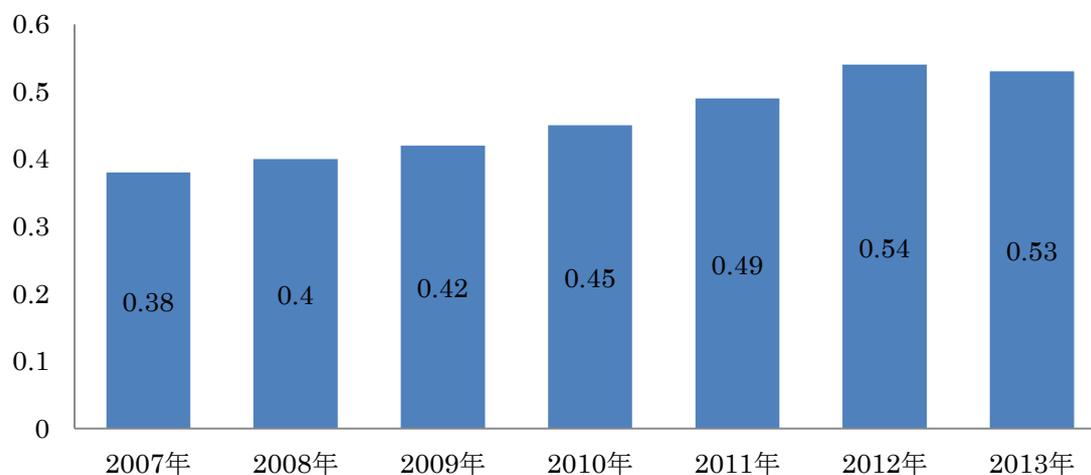
< 国家 R&D 事業成果の総括現況 >

区分	科学的成果	技術的成果		経済的成果	
	SCI 論文	国内特許・登録	海外特許・登録	技術料	事業化
‘13 年の成果	27,052 件	14,151 件	1,270 件	5,291 件 (2,431 億)	15,315 件
前年比 増減率	△5.5%	27.3%	27.0%	△4.6% (△15.2%)	5.8%
年平均 増減率 (‘09 ～’13)	2.9%	32.4%	17.1%	△2.8% (5.4%)	16.7%

※SCI 論文の場合、前年比 1,561 件減少しているが、これは「2 段階の研究中心大学育成 (BK21) 事業」の終了に起因(‘12 年 : 3,311 件)するもの。技術料は、企業の負担緩和に向けた徴収料率の引き下げ(‘12.7)、中小企業に対する技術料の減免拡大などの政策に影響されたものと分析

□SCI 論文は、’07 年に 0.36 回だった論文 1 件当たりの被引用回数が’13 年に 0.53 件と 47.2%増加し、量的成長とともに質的水準の向上も図られている。

図 1. SCI 論文 1 件当たりの被引用回数

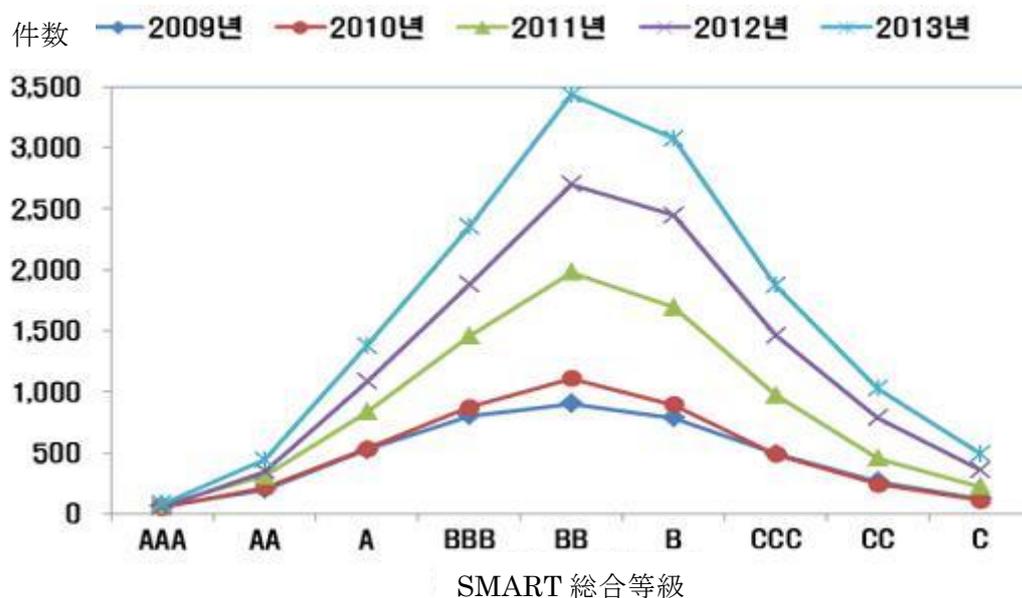


○特許の場合、量的成長とともに米国に登録された特許件数と三極特許件数も着実に増加し、技術に対する国際的な権利が向上したものの、

- SMART*総合等級による質的分析の結果、中位・下位等級 (BB 以下) が多少厚くなっている様子を踏まえると、質的水準の向上への取り組みが必要だということが分かる。

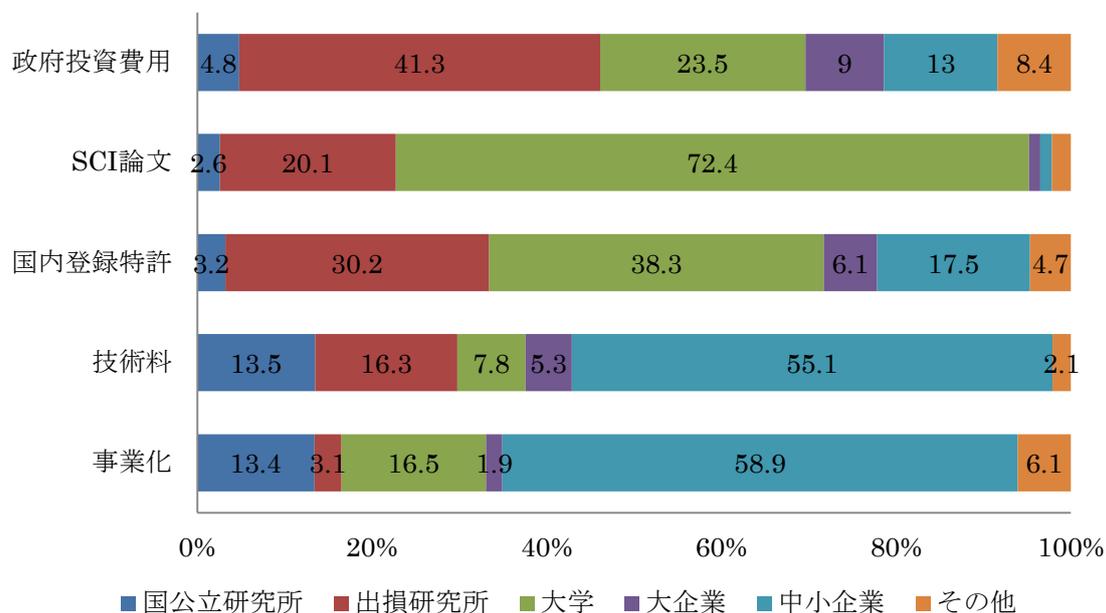
※SMART(System to Measure, Analyze and Rate patent Technology) : 客観的かつ定量的な特許情報を活用して、5 大技術別の評価モデルを構築し、その評価モデルを基に提供する特許分析評価システム。等級は最上位の AAA から最下位の C までの 9 等級がある (韓国発明振興会)。

図 2. 等級別でみる国内に登録された特許件数



□研究遂行主体別の成果分布を見ると、大学は SCI 論文の生産性が高く、中小企業は特許数(出願・登録を含む)の増加(‘12 : 5,975 件→’ 13 : 8,937 件)とともに技術料・事業化の成果が高いことが分かった。

図 3. 研究遂行主体別の政府投資費用および成果の分布



□一方、SCI 論文と国内登録特許の成果を質的指標で分析した結果によると、応用研究や開発研究よりは、基礎研究から導き出される研究成果の質的水準が相対的に高く、基礎研究の重要性が確認できた。

※(SCI 論文)被引用件数(1 件当たり)：基礎 0.57、応用 0.46、開発 0.39

(特許)基礎研究の上位等級(AAA～BBB)の割合が応用・開発研究に比べて優秀

□国家 R&D 事業の成果分析は、科学技術基本法第 12 条により、国家 R&D 事業の調査・分析の一環として未来創造科学部と韓国科学技術企画評価院が毎年、論文・特許・技術移転・事業化など 4 大成果に対する量的・質的分析を実施している。

○今年度の分析結果は、12 月中に最終発行・配布する予定で、国民が容易に情報を確認・活用できるように国家科学技術知識情報サービス(NTIS)でも提供する予定だ。

2-6 半導体・ディスプレイ分野の「有望特許技術」を掘り起こす

電子新聞(2014.11.25.)

来年度から半導体・ディスプレイなど 6 産業分野で浮上すると見込まれる特許技術を掘り起こす事業が開始される。重要な知的財産(IP)につながる分野を予め把握しておけ

ば、政府は R&D 事業に反映することができる上、企業は迅速な対応ができるため、グローバル特許争いにおいて競争力を備えられると期待されている。

24 日、特許庁と韓国知識財産戦略院は、「国家特許戦略の青写真構築事業」の一環として、来年度から半導体・ディスプレイをはじめ、製造基盤・情報通信メディア・電力および原子力の 6 分野において、今後浮上すると見られる有望特許技術の掘り起こしに乗り出す。

国家特許戦略の青写真構築事業は、産業全体を 18 の分野に分けて、4 年にわたって有望特許技術を予め掘り起こすものだ。2012 年にバイオ・次世代通信・次世代ロボットをはじめ、2013 年に産業融合・エネルギー資源など 4 分野、2014 年に部品・LED および光・再生可能エネルギーなど 5 分野が選定された。

来年度は、世界中で激しい特許競争が繰り広げられている半導体とディスプレイ産業を含めた 6 分野の技術を掘り起こす。5～10 年以内にオリジナル技術や中核特許で大きな成果を上げられる有望技術を先取りするという狙いだ。

特許庁は、有望性とオリジナル性を兼ね備えた IP 技術を中心とした 100 大中核技術の候補を選定し、深層分析を重ねて 10 大中核技術に確定する予定だ。市場性が高く、技術開発競争が激しい技術、外国人による出願の伸び率と最近の出願集中度が高い有望技術の領域に重点を置いて IP を掘り起こす。

最近、世界的に注目を集めているモノのインターネットも含まれる。ただし、モノのインターネットが多様な分野にわたって展開されている技術なだけに、別途の産業分野に分類するのではなく、多様な関連領域にわたって含まれるように取り組む予定だ。

韓国知識財産戦略院のソン・キョンテチーム長は、「昨年度は 3D プリンティングが世界中の注目を浴びたことで、素材・産業融合などの分野にかけて関連 IP の掘り起こしを推進した。今年は企業が求めているモノのインターネットの中核 IP を見つけられるように積極的な提案を待っている」と述べた。

政府はもちろん、企業のニーズを積極的に反映して実際の産業現場で必要とする特許戦略を構築する予定だ。最終結果を出してからは、中小企業も容易に活用することができるようにユーザの情報アクセシビリティを改善して、誰から見ても理解できるように裾野を拡大するとの方針だ。

一方、特許庁は、来月3日にソウル駅三洞にあるGSタワーアモリスで2014年5大産業分野(農林水産食品・部品・海上航空輸送・再生可能エネルギー・LED光)の10大有望技術を発表する。

ペ・オクジン記者

2-7 特許情報の次世代データ共有技術(LOD)サービスが開始

韓国特許庁(2014.11.27.)

特許庁は、次世代データ共有技術のLOD(Linked Open Data)技術を適用した特許LODサービスを27日から開始する。

LODは、ウェブ上のデータを連携し、巨大なデータベースのように活用できる技術のことで、LODを介して自由にデータを得て、加工することができるというメリットがある。

同サービスは、創造経済の主要動力である公共データの開放政策によって、民間でも特許データを容易に活用できるよう、2014年に未来部の「ICT基盤の公共サービス促進支援事業」を通して推進された。

特許LODは、特許・デザインなどの産業財産権情報と審判情報などの行政情報、分類コード情報、類義語辞書など5種類を盛り込んでいる。

キーワード検索を中心とする従来の情報システムは、必要とするもの以外に不要な情報まで検索されるため、もう一度情報を絞らなければならないという不便があったが、LODを構築すると、データ間の情報を分析し、もっと正確な情報を提供することができる。

例えば、従来の特許情報検索は、特許出願に関する出願人、発明者、請求項などの詳細情報の提供するものだったが、データ間の連携性がなく、特定出願人が有しているその他特許や商標、デザイン情報を連携して検索するに手間がかかった。

こうした問題を解決した特許LODの場合、出願人情報だけ知っていると同出願人が出願した特許、商標、デザイン情報などを簡単に連携して確認することができる上、特許LODの出願人情報と韓国科学技術情報研究院(KISTI)の学術情報LODの研究者情報をマッチングすると、出願人の研究情報、論文情報などまで照会できる。

特許分野では世界初で構築された特許 LOD は、信頼度の確保に向けて国際オープンデータ専門機関である英国の ODI (Open Data Institute) から国際認証 (Standard) を獲得 (11. 25.) しており、12 月中には特許 LOD を活用した特許間の引用関係分析により、引用の程度を確認できる活用サービスも追加オープンする予定だ。

情報顧客支援局のチェ・ギュワン局長は「今後、民間で特許 LOD サービスを利用して新しいビジネスを創出することができるよう、様々な支援を行っていききたい」と述べた。

※ LOD サービスのウェブサイト：<http://lod.kipo.kr>

お問い合わせ：特許情報活用支援センターヘルプデスク (02-6915-1435)

2-8 韓国型隠れたチャンピオン企業の育成に向けて、World Class 300 支援施策を大幅再編

韓国特許庁 (2014. 11. 27.)

中小企業庁 (以下、中企庁) は、「韓国型隠れたチャンピオン企業の育成対策 (2014. 10. 30. 経済関係長官会議)」のフォローアップの一環として、World Class 300 の支援施策を大幅整備する。

中企庁は、11 月 26 日、「第 3 回 World Class 300 政策協議会」を開き、知的財産・コンサルティング・人材マッチングなど 6 件の施策を新設した「WC300 プロジェクト支援事業および支援機関の変更 (案)」を審議・議決した。

同支援施策の再編は、良質のコンサルティングや知的財産戦略など、専門化とグローバル化に向けた支援施策の質的高度化に対する WC 企業のニーズが高まったことと共に国会・経済革新 3 カ年計画国民点検班などで示された支援施策の品質向上への必要性を踏まえて、支援施策に対する WC 企業の満足度および新規ニーズ調査を基に隠れたチャンピオンの育成に必要な支援サービスの充実化方策を取りまとめた。

World Class 支援改善策の主な内容としては、支援業績が目立たず (3 年間 10 件未満)、満足度が低く (60 点未満)、WC 企業に対する優遇策がない施策について、原則的に廃止 (9 件) する一方で、支援機関で WC 企業に対する優遇策を提示するなど、改善策を補完した施策は維持 (3 件) することにした。

また、WC 企業のグローバル競争力を強化するため、知的財産 (IP) ・市場拡大・人材確

保など、計 6 件の新規支援策を作った。

まず、WC300R&D の全周期にわたる IP 連携支援によって WCR&D 事業を主にオリジナル・中核特許を創出する R&D システムへ転換することで、隠れたチャンピオン企業の特許競争力を強化し、隠れたチャンピオン専用採用ウェブサイトを立て上げて WC 企業の競争力および採用条件などを年中提供するなど、優秀人材と隠れたチャンピオン企業間の人材マッチングを支援する予定だ。

また、潜在的な海外バイヤーを対象に購入意思の確認など取引マッチング、WC 企業・商品に対する PR サービスを支援し、WC 企業の海外現地法人の保証料の削減および手続きの簡素化などを行う一方、グローバルネットワークを有している韓国 3 大コンサルティング法人を介して、企業別ニーズに合わせた海外進出コンサルティングを支援する計画だ。

さらに、グローバル貿易インターンシップの連携支援を活用して、WC300 企業の海外インターン派遣および採用連携を支援するほか、デザイン診断・無料コンサルティングの支援・商品の先行デザインの開発など、デザイン経営基盤を強化する予定だ。

一方、新規支援機関となったコンサルティング 3 社およびジョブコリア、WC 事業の専従機関である韓国産業技術振興院は MOU を締結し、「官民が一丸となって World Class 企業を韓国型隠れたチャンピオンに育成する土台になる」と意志を見せた。

中堅企業政策局のキム・ヨンファン局長は「有数の民間機関と協調システムを強化したことが今回の WC 企業支援改善策の特徴だといえる。今後もニーズのある支援機関および民間連携事業を持続的に掘り起こし、WC300 プロジェクトが韓国型隠れたチャンピオン育成政策の代表的な事業として定着するよう、全力で支援する」と述べた。

2-9 未来部・国科研、出損研「休眠特許」の事業化に拍車

デジタルタイムズ(2014.11.30.)

国家出損研究機関の特許活用率を高めるための全方位的な政策が行われる。

未来創造科学部と国家科学技術研究会は、登録後 5 年経っても活用されずにある未活用特許の割合を減らすための政策を推進する。

今年 10 月基準で出損研の未活用特許は 5,649 件で、出損研の特許全体の 14.7%と、

2008 年 (30.2%) 以来、持続的に減少している。

未来部と研究会は、休眠特許が市場に進出できるよう、韓国科学技術持株(株)を介して企業が新しい事業に必要な技術进行分析・探索し、出損研から関連技術を移転してもらえよう技術移転活動と資金を支援する。

出損研特許全体のうち短期間で商用化が可能な特許を選別し、グループ化して出損研共同でマーケティングを行う新しい技術移転の方法も推進する。これに関して今年 6 月から出損研の特許全体を分析して 2,000 件を選別し、これを 102 件の技術でグループ化した。そして、企業ニーズを発掘するなど技術マーケティングを行ってきた。

特許の無償移転、ランニング・ロイヤルティ中心の契約締結などで、技術移転過程で生じる中小企業の負担も省いている。さらに、27 日から開催中の創造経済博覧会において「特許技術広場」を設置し、企業が優秀技術を検索し、現場購入もできる特許市場を運営する。

未来部のヨン・ホンテク研究共同体政策官は、「休眠技術の移転は、技術革新の種を提供し、出損研の研究生産性を高める効果があるだけに、今後も様々な取り組みを進めていきたい」と述べた。

ペク・ナヨン記者

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 皮膚治療機器に関する特許紛争が増加

韓国特許庁(2014.11.18.)

特許審判院は、「アレキサンドライトレーザー共振器と Nd:YAG レーザー共振器を具備した皮膚治療用レーザー装置」の特許(特許第 1153382 号)に対して提起した特許無効審判で、アレキサンドライトレーザー共振器および Nd:YAG レーザー共振器に放電時の始動および維持電流を供給する放電電流供給部とこれを選択的につなげる選択部を具備したという点で差があると判断し、審判請求を棄却する審決を下した。

同事件の特許は、単一波長のレーザーのみを提供する従来の皮膚治療機器のデメリットを解消するため、それぞれ波長が異なるアレキサンドライトレーザーと Nd:YAG レーザ

ーを一体化し、お肌の状態によって使い分けるようにしたもので、お肌の損傷を最小限に止めると同時に安価な費用でも様々な分野に適用できるという点が認められ、2012年5月に特許登録された。

この度の件でもそれぞれ波長が異なるアレキサンドライトレーザーと Nd:YAG レーザーを一体化し、選択的にコントロールできるようにしたことで安価でも複合的な治療を一斉に施すことができるという点が認められたという。

一方、レーザーは、その波長によって色素性病変、血管性病変、ピーリング、脱毛などに活用されている。

<分野別レーザーの分類>

分野	Laser	Wavelength
色素性病変	Q-switched Ruby laser	694nm
	Q-switched Alexandrite laser	755nm
	Q-switched Nd:YAG laser	1064/532nm
血管性病変	Copper vapor laser	578.2nm
	KTP laser	532nm
	Pulsed dye Laser	575~585nm
	Long pulsed Nd:YAG laser	1064/1320/1444nm
ピーリング	Er:YAG laser	2940nm
	CO ₂ laser	10600nm
脱毛	laser diode	810nm
	Long pulsed Nd:YAG laser	1064nm

<出処：韓国産業技術評価院>

アレキサンドライトレーザーは、主に脱毛やシミ、そばかす、くすみなどの色素性病変の治療に使われる一方、Nd:YAG レーザーは、血管性病変やお肌のほり回復に使われる。

使用分野が異なるため、症状によって使い分ける必要があるが、最近では複合波長の光を放出する IPL(Intense pulsed light)という新しい概念のマルチ治療機器が普及したことで、色素性病変と血管性病変を同時に治療することができるようになった。

最近では、外見至上主義の蔓延により、美容成形外科をはじめとする眼科、皮膚科などの美容成形分野から、非美容分野である家庭医学科、産婦人科、泌尿器科までその利用範囲が広がっている。近い将来には、医者資格のない美容師や薬剤師も医療用レーザーを利用する可能性があると考えられている。

<分野別医療用レーザーの導入時期>

区分	1990年代	2000年代	現在	今後の見通し
成形外科 外科				
眼科 皮膚科				
家庭医学科 産婦人科 泌尿器科 内科				
薬剤師 美容師				

< 出処：保健福祉部 >

しかし、韓国では、技術・治験の基盤が不十分だという理由で、応用技術の開発のみに力を入れ、応用技術が求められる医療用レーザー照射器の分野のみ国産化が進められた。技術や治験の基盤が求められる眼科分野はもっぱら輸入に頼っている状況だ。

＜国内の医療用レーザーの市場規模＞

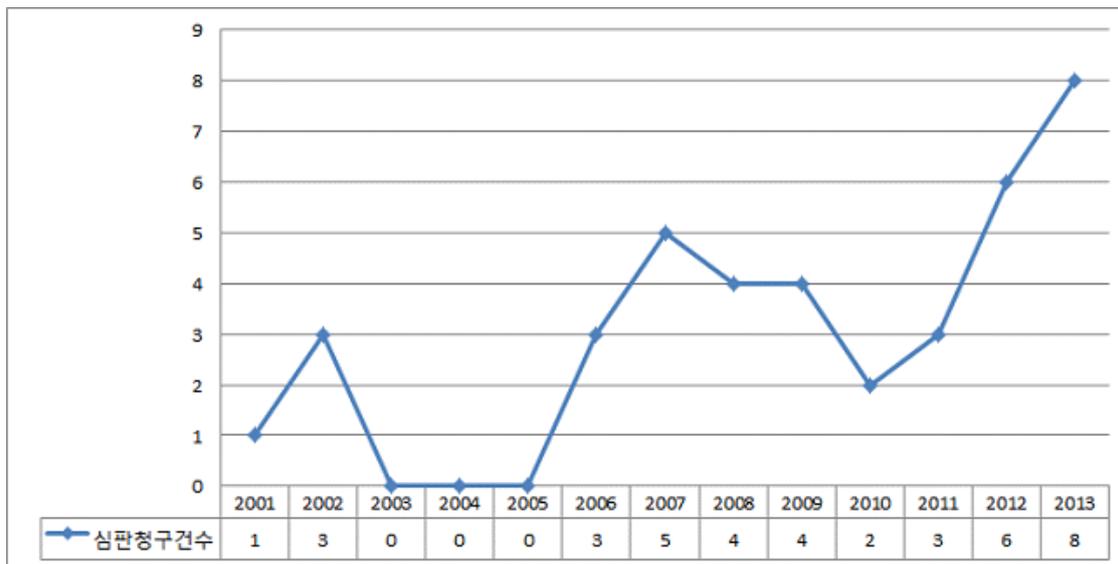
(単位：億ウォン)

区分		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
レーザー 手術機器	生産	392	482	582	636	725	739	684
	輸出	142	206	281	357	43	46	49
	輸入	440	368	150	195	23	24	31
医療用 レーザー 照射器	生産	207	144	157	187	255	207	186
	輸出	25	31	14	68	3	5	6
	輸入	27	9	14	5	1	1	1
眼科用 レーザー 手術機器	生産							
	輸出							
	輸入	159	187	174	266	30	24	17

＜出处：韓国保健産業振興院＞

その結果、最近、お肌のケアに対するニーズの増加に伴って、特許紛争も激化している。これは、技術の先取りおよび主導権競争による現象だといえる。ビューティ・医療産業の育成および国民の暮らしの質の改善に向けて、国を挙げての戦略的な対応が求められている。

＜皮膚治療機器に関する特許紛争の推移＞



(審判請求件数)

3-2 「杖型アイスクリーム」特許の無効審決

韓国特許庁(2014.11.27.)

□特許審判院は、「杖型アイスクリームの製造方法」に関する特許発明が、その出願前にネット上で公開されたため無効だと審決

特許審判院は、特許第 1269215 号の「杖型アイスクリームの製造方法」の発明について提起された無効審判(2013 ダン 1869)において、特許出願前に当該商品がネットにより公開されていたため、当該特許は無効だという審決を言い渡した。

ソウル市仁寺洞で「杖型アイスクリーム」を開発・販売していた特許権者は、2012. 8. 27. に特許出願して特許を受けたが、すでに出願前の 2012. 8. 13. に「杖型アイスクリーム」を購入して食べた消費者が販売店に設置されていた公報パネルを撮影した写真をネット上の Naver Cafe に掲載していた。

従って、特許審判院は、上記の杖型アイスクリームの特許がその出願前に公開されたという証拠が明らかである以上、その特許登録を維持することができず、無効だという審決を言い渡した。

「杖型アイスクリーム」は、杖の形をしているとうもろこしのポン菓子で、空いているポン菓子の中にソフトクリームを注入して食べる食品で、ポン菓子とアイスクリーム両方の食感を楽しめるだけでなく、そのユニークな形によって老若男女を問わず好む食

品だ。

今回特許登録が無効とされた「杖型アイスクリーム」は、数年前からソウル市仁寺洞の名物として知られ、国内・国外の観光客に人気を博している。釜山などの地域では、類似した商品が製造・販売されたことで、特許権者と権利紛争が発生したこともある。

※釜山および群山では、杖型アイスクリームの類似商品を製造・販売していた者と特許権者の間で権利争いが発生し、それに対する法院の不正競争行禁止仮処分が下された（不正競争防止および営業秘密に関する法律第2条第1号(ザ)目の「商品形態の模倣行為」に該当）。

□技術内容の把握が容易な商品であるほど、事業化に先立って知的財産権の確保を急ぐべき

一般大衆を対象に販売されるお菓子などは、その技術内容を把握することが容易で、販売と同時に消費者によってネットなど公衆媒体に紹介されるケースが多く、「杖型アイスクリーム」の開発者もその市販に先立って特許出願を急ぐべきだった。

今回の特許無効事例の場合、特許出願より1カ月も経たない時期にとある消費者がネット上に載せた写真によって無効審決が下された。開発した商品を事業化するに当たって、その知的財産権をどのように確保するかに関する一層の注意が必要だったと思われる。

※また、今回の事例においては「杖型アイスクリーム」を食べた日本人観光客がその感想を帰国してからネット上に掲載したが、その日付も当該特許発明出願の直前だった。

また、「杖型アイスクリームの製造方法」の特許権内容は、方法的なものであり、その無効証拠は、商品の写真から分かる杖型アイスクリームの外形のみだが、結局、製造方法そのものが無効とされた。

これに関して特許審判院は、発明の技術的な性格によっては、その分野の通常技術者が当該商品の開示そのものから製造方法を容易に予測できるケースがあるが、「杖型アイスクリームの製造方法」がこれに該当すると判断した。

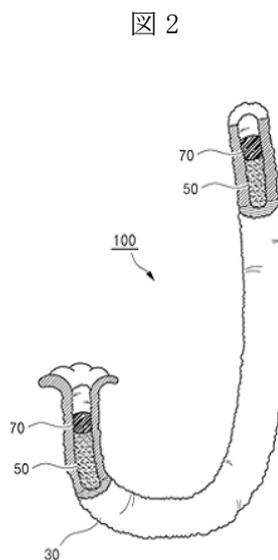
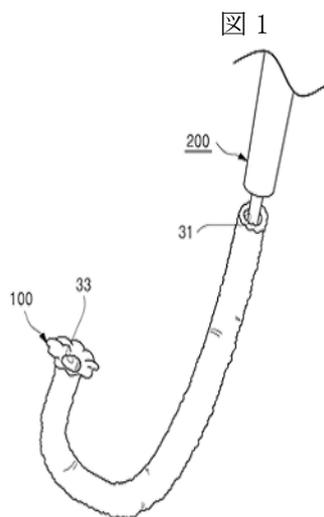
参考. 無効審決の対象および主な証拠

□「杖型アイスクリーム」特許の特許請求範囲(審判過程で訂正されたもの)

『細長く湾曲している杖の形状を有しており、ポン菓子で作られたソフトクリームの容器を用意する段階；ソフトクリームの注入チューブを上記の容器の入り口に長入する段階；上記の容器の内部に出口を確認して十分に注入したと判断すれば、ソフトクリー

ムの注入を止めて、上記のソフトクリーム器の注入チューブを分離する段階で行われる杖型アイスクリーム製造方法』

□杖型アイスクリーム」特許の図面



< 図面符号の説明 >

30 : アイスクリームを入れる杖型の食用容器、50 : ソフトクリーム、70 : チョコレート
100 : 杖型アイスクリーム、200 : ソフトクリームの注入チューブ

□ ネットに掲載された「杖型アイスクリーム」の商品写真



3-3 クック電子、炊飯器の特許訴訟でリホームクチェンに勝訴

デジタルタイムズ(2014.11.28.)

リホームクチェンがクック電子を相手取って提起した炊飯器に関する特許無効審判が棄却された。

業界によると、特許審判院(事件番号 2013 ダン 1907)は、27日、昨年7月にリホームクチェンがクック電子を相手取って提起した特許第 878255 号「安全装置が具備された裏ブタ分離型電気圧力調理器」に対する特許無効審判請求を棄却した。特許審判院は、「同事件の特許発明は、通常技術者が比較対象発明などによって容易に発明することができない。従って、特許法第 133 条により、当該特許が無効となるべきだ」という請求人の主張は理由がないものと判断し、棄却する。」と判決の言い渡し、クック電子の特許を認めた。

リホームクチェンが無効を提起した「安全装置が具備された裏ブタ分離型電気圧力調理器」は、裏ブタが分離された状態では動作が行われなくする安全技術を備えた最新型の電気炊飯器だ。今回の勝訴によってクック電子は、リホームクチェンとの間で行われている炊飯器特許戦争で雪辱した。特許審判院は、今年4月、リホームクチェンが提起した「電気圧力炊飯器の蒸気排出装置」に対する特許無効審判においては特許を認めた。

クック電子は6月、△蒸気排出の安全装置(非復帰蒸気排出装置)と△分離型フタ感知装置(裏フタ感知装置)など、炊飯器に関する特許2件について、リホムクチェンが特許を侵害したとして販売差し止めを申し立てた。リホムクチェンは、直ちに特許審判院に特許無効審判を請求した。このうち1件のみ特許として認められたことになる。

クック電子が提起した特許権侵害行為の差し止めについては、4月にソウル中央地方法院が棄却した。当時の裁判部は、「蒸気排出装置は、特許無効審決があるため、特許権が侵害されたとは見なすことができず、分離型裏フタ感知装置も保全の必要性がないと判断し、差し止めの申し立てを棄却する」と判示した。

カン・ヒジョン記者

3-4 裁判所、「LG、LTE 技術を発明した元研究員に1億6千万ウォン補償」

電子新聞(2014. 11. 30.)

国際標準技術に認められたLTE48の関連技術を開発したLG電子の元研究員が会社を相手取って発明に対する補償を求める訴訟を提起し、一部勝訴した。

ソウル中央地方法院民事合議13部は、イ某(37)氏がLG電子を相手に提起した職務発明補償金訴訟において、「イ氏に1億6,625万ウォンを支給することを命じる」判決を言い渡した。

2005年、LG電子の移動通信技術研究所の研究員として入社したイ氏は、同僚のアン氏と共に第4世代移動通信システムであるLTE関連技術を発明した。

同社は、2008年10月、同発明の特許権を承継して翌年に特許登録を完了した。その後、同社は、ペンテック社に66億5,000万ウォンでイ氏の発明技術に対する特許権を渡した。

その翌年に退社したイ氏は、4年後の2013年7月に「同分野の研究を自発的・主導的に進めて技術を開発した点などを踏まえると、発明者の貢献度が30%に上る」と主張し、もともと支給されるべき補償金19億5,500万ウォンのうち6億ウォンを支給するように訴訟を起こした。

しかし、裁判部はイ氏の発明貢献度を2.5%に制限し、請求額の一部を引用した。

裁判部は「イ氏はLG電子に勤務する間、各種設備を利用してその他研究員の助力で発明に成功した。先行技術の分析・関連技術の開発・提案書の作成および標準化会議の案件上程・特許出願過程など、彼の発明がLTE国際標準技術に採択される過程においても会社の貢献度が大きい」と説明した。

裁判部は「イ氏の技術がペンテックに高額で売られた最大の理由が国際標準技術に採択されたものだという点、LG電子が相当期間、研究所を運営しつつ移動通信システムに関する技術を開発してきたという点も考慮した」と付け加えた。

技術を独自開発したというイ氏の主張については「アン氏と半分ずつ貢献した発明だ」と判断した。

イ・ギョンミン記者

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 大企業の商標管理に懸念、正常化に向けた商標審査指針が発表

韓国特許庁(2014.11.21.)

特許庁は、大企業グループの商標に対する審査指針を発表し、大企業グループの非正常的な商標管理の慣行を積極的に改善していくと発表した。

商標法上、他者が先行して登録した商標と類似した商標は、類似した業種では登録することができない。同じグループの系列会社間でも法人格が異なれば、商標法上の他者に該当するため、類似した業種に類似した商標を使用できないのが原則となっている。

しかし、実際には多くの大企業の系列会社がグループ名称を入れた商標を使用している。ほとんどの場合、まず持株会社が商標権を登録し、系列会社からライセンス料をもらうケースとなっているが、系列会社が直接グループ名称に関する商標権を有しているケースも少なくない。

この場合、いくつかの問題が発生する。第一、系列会社が直接グループ名称に関する商標権を有する場合、買収合併などによって系列関係が変更された後も引き続きグループ名称を商標として使うことができるため、消費者に誤認・混同をもたらしかねない。消費者は、大企業グループの系列会社だと認識して選択するが、実際には全く無関係の

会社の可能性もある。実際、ロッテ観光は、現在ロッテグループの系列会社ではないが、依然としてロッテという商標を使用している。

第二、数十に上る系列会社がグループ名称に対する商標権を獲得して使用することによって、長期的にはブランドの希薄化および商標価値の下落が懸念される。例えば、現代を代表する 8 大グループ(現代自動車グループ、現代重工業グループ、現代グループ、現代百貨店グループ、現代海上火災保険グループ、現代産業開発グループ、KCC、ハルラ)のうち、「現代」の名称を使っているところは 6 社で、その傘下に 100 余りの系列会社が「現代」という商標を使用している。こうした傾向が続く場合、「現代」という商標は、誰もが使用する名称となり、結果的にブランド価値の低下というダメージを受けかねない。「ロッテ」グループも 74 の系列会社のうち、12 社に商標権が分散されているなど、商標管理に難航している。日本では、株式会社ロッテが「ロッテ」の商標権を一元化して管理しているのと対照的だ。

第三、ひいては、こうした状況が大企業の商標権争いの火種となっている。「大成グループ」から分離された「株式会社大成合同持株」と「大成ホールディングス株式会社」は、競って「大成」という商標を特許庁に出願・登録した後、お互いに商標使用差し止めを申し立てるなど、14 年間法的紛争を続けている。

第四、新規企業が大企業グループの名称を商標として使用し、中小企業と競争するのは不正競争に当たる。認知度の高いグループ名称を商標に使う場合、比較的の短期間でシェアを拡大できるが、その使用料さえも支払わないとすると、中小企業の立場からは非常に不利な条件で競争するしかない。

こうした問題は、財閥グループの第 2 世、3 世経営に伴う支配構造の複雑化によって、さらに加速化すると見られていて、政策的な決断が求められる状況だ。幸いなことに、サムスンや SK、LG、新世界、GS など多くの大企業グループは、以上の問題を認識しており、商標権の一元化に向けた取り組みに力を入れている。しかし、一部では商標権の一元化が程遠い状況だ。

以上の問題の解決に向けて特許庁は、大企業の商標審査指針を発表し、これから大企業グループの名称が含まれた商標は、一つの商標管理会社または持株会社が一括して管理しつつ出願しなければ、登録を受けられないという方針を決めた。ただし、すでに登録して使用中の商標と同一性が認められる商標は、法的安定性を踏まえて引き続き登録を許容する予定だ。

例えば、ロッテ製菓、ロッテホテル、ロッテフードなど、多数の系列会社を有しているロッテグループが「ロッテ航空」という会社を立ち上げる場合、ロッテグループの系列会社の商標権が一つの持株会社として一元化されている上、その持株会社の名称で商標出願が行わなければ、「ロッテ航空」は商標登録を受けることができない。ただし、ロッテグループの各系列会社が従来からそれぞれの名義で登録・使用していた商標(例：ロッテ製菓、ロッテフード)と同一性が認められる商標(例：ロッテ製菓マフィン、ロッテフード・チキン)を出願する場合、法的安定性を考慮して、登録を許容する。

商標デザイン審査局のパク・ソンジュン局長によると、同審査指針の確定に向けて、この1年間、大企業の登録商標について徹底した実態調査を実施し、3回にわたる企業懇談会を開催した。直ちに企業の商標権をひとまとめにすることが容易ではないが、長いスパンで考えて特許庁の趣旨を理解し、有効な商標管理ができるように企業側の協力を呼びかけた。

さらに、企業が商標権を一元化する過程で、不当な税金が賦課されたり、不公正行為として摘発されたりするなどの被害が発生しないよう、国税庁や公正委とも足並みをそろえていく計画だ。

その他一般

5-1 業界 - 研究財団、学術論文 DB の公開の問題で対立

電子新聞(2014.11.17.)

論本のオープンアクセス(OA)政策で、学術情報の出版業界と韓国研究財団が対立している。同財団が主導する論文の無償公開により、民間市場が危機に陥っているというのが業界の主張だ。

17日、韓国電子出版協会は、韓国研究財団がSCIとScopusなどに学術情報を無償に公開し、被害が発生しているとの内容が盛り込まれている建議事項を国会の教育文化体育観光委員会に提出すると発表した。教育部傘下機関である韓国研究財団は、学術情報と団体の研究管理・評価などを担当するほか、韓国版科学引用索引(SCI)であるKCIを立ち上げ、サービスを提供している。また、KCIのグローバル化に向けて、去年10月からウェブ・オブ・サイエンス(WoS)のDBを通してKCI論文を見られるようにサービスしている。

出版業界が問題を提起したのは、財団による OA 政策が学術論文の索引情報のみならず、原文まで海外の民間事業者に公開してしまい、国内の知的財産権が無償に海外へ流されるということだ。

ある学術情報出版社の関係者は、「財団が学会誌の評価と論文投稿システム、学術研究機関の支援を口実に論文の無償公開を押しつけていて、国内の研究成果が海外に無償で公開されるおそれがある」と指摘した。国内の大学や図書館などは毎年数十億ウォンずつ投資して SCI や Scopus などを購読しているが、その中で読まれる国内の論文は、廉価または無料で公開されるということだ。

韓国電子出版業界によると、2012 年の 1 年間、Springer など海外の論文 DB 会社が韓国内で約 2,300 億ウォンの関連売上を計上する中、国内会社は 126 億ウォンにとどまった。

同関係者は「政府による論文の無償公開政策が持続する限り、国内学術産業は存亡の危機から抜け出せない。財団の OA 政策を撤回するか、論文公開と学術評価の連携を禁止する必要がある」と主張した。

OA 政策を撤回するだけで、2012 年 126 億ウォンに過ぎなかった国内会社の売上は、2020 年に国内・国外合わせて 600 億ウォンに上ると強調した。

これに対して財団は、国内論文の公開は、いわゆる「論文の韓流」を拡散させるための手順だとコメントした。

財団関係者は、「海外でも韓国の優秀な論文が拡散される効果を期待している。著作権についても、著者本人が直接原文の公開有無を設定することができる」と述べた。

民間 DB 業者の領域に国が介入して市場を崩壊させているとの指摘についても、国内 DB の商品価値を高め、高付加価値を生み出すためには、論文公開が一定部分必要で、これからは学会を中心に定価で知的財産を購入する文化が拡散される可能性がある」と釈明した。

一方、電子出版協会は、学術情報を取り扱う加盟社を中心に、関連主張を年内に国会提出するとの方針だ。

イ・キョンミン記者

5-2 感性を認識するモバイル機器の特許出願が急増

韓国特許庁(2014.11.24.)

音声、表情、生体データによって人間の感性を認識するモバイル機器の出願が大幅に増加した。

最近、センサー技術の進化により、人間の感性(喜び、悲しみ、怒り、驚き、怖さなど)を認識する感性認識技術が浮上しつつある。同技術を適用したモバイル機器は、ユーザの感情を自動に判断し、ユーザが憂鬱だと判断すれば、気分転換のための音楽を流すこともできる。

特許庁によると、2008年まで計43件に過ぎなかった特許出願は、2009年から2014年10月まで計105件が出願され、持続的な増加傾向を見せている。

感性を認識するためのセンサーを種類別にみると、複数のセンサーを使用するケースが最も多く、オーディオセンサー(マイクロフォン)、イメージセンサー(カメラ)の順だった。

複数のセンサーで認識するモバイル機器の出願は、2008年までは毎年0~3件の水準に止まっていたが、2009年以降は毎年10件くらいに増えた。

複数のセンサーで感性を認識する技術としては、複数の生体センサー、オーディオセンサー、イメージセンサーによるデータを総合して、感情を推測する技術が主となっている。

出願人別にみると、大企業(42%)の割合が産官学(26%)、中小企業(24%)、個人(8%)より高く、多出願人順位はLG電子(16)、サムスン電子(15)、SKテレコム(11)の順となっている。

米国の情報技術諮問機関Gartnerによると、現在の感性コンピューティング技術は、胎動期を経て、5~10年以内に成熟期を迎えると見込まれている。

また、産業技術評価管理院によると、感性認識モバイル機器のグローバル市場規模は、2015年の96億ドルから2019年に134億ドルと、年平均8.9%ずつ成長する見通しだ。

特許庁関係者は「感性認識モバイル機器は、情報通信技術 (ICT) R&D 中長期戦略の 10 大中核技術に該当するが、まだ、技術が胎動期にあるため、グローバル市場で優位を占めるためにも知財権を確保しようとする取り組みが欠かせない」と強調した。

5-3 サムスン電子、今年の特許使用料だけで 1 兆ウォン

デジタルタイムズ (2014. 11. 25.)

サムスン電子が今年 1 兆ウォンを上回る特許使用料を支払った。

25 日、サムスン電子が金融監督院に提出した四半期報告書によると、今年第 1 四半期から 3 四半期までの技術使用額は、1 兆 3, 852 億ウォンに上った。

四半期別にみると、1 四半期に 7, 543 億ウォン、2 四半期に 6, 209 億ウォン、3 四半期に 100 億ウォンだった。第 1~2 四半期に支払った技術使用料が多い理由は、今年初旬、グローバル IT 企業と包括的な特許相互契約を相次いで締結したためだ。

サムスン電子は、今年 1 月に米半導体メーカーのラムバスと特許使用契約を 10 年延長し、グーグル・エリクソンとは特許共有契約を締結した。2 月には、この 10 年間特許ポートフォリオの強化に取り組んできたシスコとも特許共有契約を結んだ。特にグーグル・シスコとの契約は、従来の特許はもちろん、今後 10 年間出願する全ての特許の使用を含むもの。

サムスン電子が技術使用料として年間 1 兆ウォンを上回る金額を投じたのは、2010 年以降 4 年ぶりのことだ。サムスン電子は、2010 年にコダック・シャープなどと特許共有契約を、ラムバスなどと特許使用契約を締結し、史上最多の 1 兆 8, 213 億ウォンを使用した。

2003 年 (1 兆 2, 972 億ウォン) と 2004 年 (1 兆 4, 000 億ウォン) にも 1 兆ウォンを超える費用を技術使用料として支払った。2003 年には日本企業と戦略的提携を締結し、2004 年にはソニー・東芝・IBM などと大規模の特許契約を結んだ。

サムスン電子は国内・国外企業の特許技術を使用する代わりに商品売上の一定割合を当該企業に配当するか、四半期または年度別に特許使用料を支払っている。

キム・ユジョン記者

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム